

かほく市調整給付金（不足額給付分）申請書  
（転入者用）

支給市区町村（※令和6年12月13日時点の市区町村）

かほく市

市長殿

市区町村  
受付印

※本様式は、調整給付金（不足額給付分）の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

様式第1号（確認書）が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、かほく市において支給要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に確認書を送付します。  
給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年中にかほの市区町村や海外から本市に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
- ・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方（例：令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方）
  - ・令和6年中に扶養親族が増えた方（例：お子さまが出生された方） など

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック（レ）してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、これに従いかほく市において算定した支給額が支給されます。かほく市における算定の結果、0円となった場合には調整給付金（不足額給付分）は支給されません。

【支給要件】

I + II（合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。） - III > 0 となる納税義務者

- I 所得税分の所要額：3万円×減税対象人数<sup>※1</sup> - 令和6年分所得税額  
※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）
- II 個人住民税所得割分の所要額：1万円×減税対象人数<sup>※2</sup> - 令和6年度分個人住民税所得割額  
※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）
- III 調整給付金（当初給付分）の額

- ② 調整給付金（不足額給付分）の支給要件の該当性等を審査等するため、かほく市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

1. 申請者

| （フリガナ）<br>氏 名 | 性別          | 生 年 月 日                  | 現 住 所  |
|---------------|-------------|--------------------------|--------|
|               | 男<br>・<br>女 | 明治・大正・昭和・平成<br><br>年 月 日 | 電話 ( ) |

【代理申請を行う場合】（代理人の確認書類の添付が必要）

| 代<br>理<br>人                                | （フリガナ）<br>代理人氏名 | 本人との<br>関係 | 性別          | 代理人生年月日                  | 代 理 人 現 住 所 |
|--------------------------------------------|-----------------|------------|-------------|--------------------------|-------------|
|                                            |                 |            | 男<br>・<br>女 | 明治・大正・昭和・平成<br><br>年 月 日 | 電話 ( )      |
|                                            | 署名              |            |             |                          |             |
| 上記の者を代理人と認め、<br>調整給付金（不足額給付分）申請書の提出を委任します。 |                 |            |             | 本人氏名                     |             |

裏面も必ずご確認ください

